

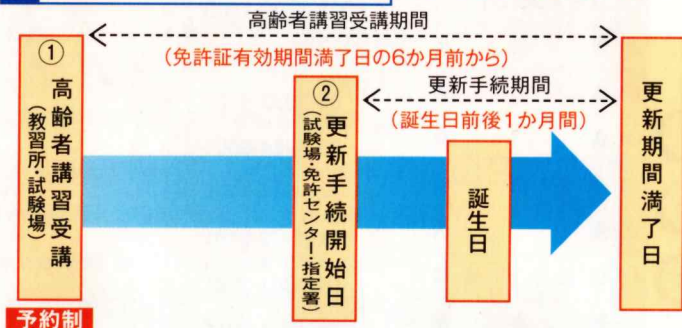
免許証更新のための講習

免許証の更新期間満了の日(誕生日の1か月後の日)の年齢が70歳以上の方で、免許証の更新を希望される方は、免許証の更新手続前に、高齢者講習を、掲載の教習所・試験場で受講して下さい。

- 高齢者講習を受けないと免許証の更新はできません。
- 講習は予約制です。混み合いますので、早めの受講をお願い致します。
- 講習は有効期間満了日の6か月前から受講することが出来ます。

免許証更新までの流れ

早急に手続きをお願いします。



【携行品】このほか、免許証、手数料、筆記用具、眼鏡等(必要な方)

高齢者2時間講習

高齢者の方が、更新時に受ける一般的な講習です(試験はありません)。掲載の各教習所・試験場に電話予約の上、受講して下さい。

高齢者 2時間講習	運転適性検査(夜間視力・動体視力等の検査)	30分	5,100円
	双方向型講義(座学)	30分	
	実車指導	60分	

- 小特免許のみの方は、講習時間60分(実車指導なし)、手数料2,250円です。
- 注:手数料条例の改正により、手数料が変更となる場合があります。
- 受講後「高齢者講習終了証明書」が交付されます(更新時に必要な書類となります)。

その他の講習

A チャレンジ講習と特定任意講習(簡易講習) (注 実施教習所が限られます)

チャレンジ講習は、教習所のコースを運転(普通車)し、身体機能の低下が運転に影響を及ぼしていないかを確認します。その結果評価点が70点以上の場合には、特定任意講習を併せて受講することにより、高齢者講習に代えることが出来ます。

この講習は評価点が70点未満の場合、再度チャレンジ講習又は他の講習を受講することになります。

チャレンジ講習	1人約30分	2,650円
特定任意講習(簡易講習) (チャレンジ講習合格者が併せて受ける講習です)	1時間以上	1,800円

注:手数料条例の改正により、手数料が変更となる場合があります。

- 受講後、「特定任意高齢者講習終了証明書」が交付されます(更新時に必要な書類となります)

B シニア運転者講習

シニア運転者講習は、主に他府県居住の方が受ける講習です(講習内容は高齢者講習と同じですので、都内居住の方は、高齢者講習を受講して下さい)。

なお都内居住の方が、他府県でこの講習を受けたい場合は、受講したい都道府県の免許センター等にお問い合わせ下さい。

シニア運転者講習	2時間以上	5,100円
----------	-------	--------

注:手数料条例の改正により、手数料が変更となる場合があります。

- 受講後、「特定任意高齢者講習終了証明書」が交付されます(更新時に必要な書類となります)

- 実車講習は、普通車、二輪車、または原付で行います。(二輪車・原付で受講希望の方は、教習所一覧で表示のある教習所をお選び下さい)
- 「その他の講習」を受けて、更新期間内に手続きが出来ずに失効手続きをする際には、改めて高齢者講習を受け直すこととなりますので、注意して下さい。

更新手続

高齢者講習を受講後、誕生日前後1か月間に、更新の手続が別途必要です。誕生日の約40日前に改めて「免許証更新のお知らせ」が送られて来ますので、更新手続きについては、そのほかの内容を確認の上、手続きをして下さい。

- 講習の終了証明書は、更新の際に必要なとなりますので、紛失しないように保管して下さい。
- 終了証明書は、免許更新期間満了日前6か月以内に発行されたものに限りです。
- 高齢者講習を終了した方は、違反・事故の有無に関係なく、運転免許試験場、免許センター、指定警察署のいずれの場所でも更新手続きをすることができます(免許証を遺失した場合を除く)。

更新手続等について詳しくご紹介しています。

【警視庁ホームページ】

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp>

【警視庁運転免許テレホンサービス】

03-3450-5000、042-365-5000

